

仕 様 書

この委託業務は、発注者が指定する車両により地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立自立訓練施設（以下「施設」という。）の通所者（視覚障害者・肢体不自由者等）等を安全かつ確実に送迎することを目的とし、次により実施するものとする。

1 対象車両

発注者が受注者に運行管理を委託する、発注者所有の運行車両（以下、「送迎バス」という。）は、下記のとおりとする。

メーカー及び車種	乗車定員	備考（車番）
トヨタ・ハイエース	10名 (うち、運転手1名、車いす利用者2人分)	広島 800 す 2982

2 業務期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 業務内容

(1) 運行日時・経路等

運行日時・経路等については別紙「運行計画表」のとおりとし、詳細は別途指示するものとする。ただし、利用状況等の諸事情により変更することがある。

(2) 緊急時等の対応

ア 受注者は、送迎バスが故障し、修理に長時間を要する場合又は救援を必要とする場合には、速やかにその改善を行わなければならない。

イ 悪天候時の送迎バスの運行についてはその都度発注者が受注者に指示するものとする。

4 業務実施に当たっての留意事項

(1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって送迎バスを運行するものとし、委託業務以外の目的で送迎バスを使用してはならない。

(2) 受注者は、道路交通法、道路運送車両法等関係諸法規の定めに従って運行し、利用者の安全を図らねばならない。

(3) 受注者は、交通事故が発生した場合、警察及び発注者に直ちに連絡するとともに、自己の責任を持って対応しなければならない。

(4) 受注者は、乗降場所等において利用者の乗車もれ、降車もれのないように配慮するとともに、利用者の安全を十分に確認すること。

(5) 受注者は、送迎バスの故障等、運行に不都合が生じたときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

- (6) 受注者は、施設が福祉施設であることを認識し、利用者に対し不快感を与えるような言動及び態度等で接してはならず、また、理由のいかんを問わず利用者から謝礼等の金品を受領してはならない。
- (7) 受注者は、運行の途中、一時駐車するときは、送迎バスから離れてはならない。
ただし、やむをえず送迎バスから離れる場合には、盗難及び損傷等の防止のための必要な措置を講じなければならない。

5 送迎バスの管理及び備品管理

- (1) 送迎バスは毎日施設から出庫させるものとし、運行業務終了後、施設へ入庫させるものとする。
- (2) 送迎バスの運行は、運行前点検から運行後点検・清掃までとし、受注者は、常に送迎バスを清潔に保ち、適正な注油及び簡易な修理・調整等を行い、点検整備に努めるものとする。
また、修繕が必要な箇所については、速やかに発注者に報告するものとする。
- (3) 受注者は、送迎バスの洗車、ワックス掛け及び消毒等を適宜行うものとする。
- (4) 前記(2)にある、送迎バスの「清掃」及び「適正な注油及び簡易な修理・調整等」は、施設又は受注者の事業所の敷地内で行うものとし、前記(3)にある、送迎バスの「洗車、ワックス掛け及び消毒等」については、受注者の事業所の敷地内で行うものとする。
- (5) 送迎バスのタイヤ、オイル、バッテリー等消耗品の交換及び修繕等に伴う送迎バスの輸送は受注者が行うものとする。
- (6) 送迎バスの燃料給油については、発注者の指定する場所で行うものとする。

6 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の氏名、資格者証（運転免許証の写し）等を報告するものとする。現場責任者又は従業員に変更があったときもまた同様とする。
- (2) 広島市立病院機構委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は年間計画書とし、契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- (3) 広島市立病院機構委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は月間報告書及び業務日誌とし、業務が完了した月の翌月の10日までに提出し、発注者の確認を受けるものとする。
- (4) タイヤの保管は発注者の指定する場所及び保管方法に従い、適切に保管するものとする。

7 費用の負担等

- (1) 委託業務を行うために要する費用のうち次のものは、発注者の負担とする。
 - ア 送迎バスの燃料費
 - イ 送迎バスの広島高速4号線通行料

ウ 送迎バスのタイヤ、オイル、バッテリー等消耗品の購入・交換費用

エ 送迎バスの修繕料

オ 送迎バスの自動車検査（法定点検を含む）料

- (2) 受注者は、交通事故等受託者の責めに帰すべき事由により、送迎バスが運行できなくなった場合には、代替手段の確保を講じるとともに、その費用を負担する。

8 任意保険

- (1) 受注者は、この業務の実施に関し、①対人無制限、②対物 1,000 万円以上、③搭乗者 1 名につき 1,000 万円以上の自動車任意保険（いずれも免責金額なし）に加入しなければならない。

なお、施設職員も送迎バスを運転する場合があることから、運転者限定等の制限は設けないこと。ただし、運転者年齢条件について、26 歳未満不担保としてもよい。

- (2) 受注者は、前記（1）に定める任意保険に加入した証として、任意保険契約成立後、速やかに保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。

9 労働法規上の責任

受注者は、現場責任者及び従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係諸法及び社会保険諸法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

10 損害賠償

受注者は、その責めにより発注者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

11 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。